

会 議 録					
行田市教育委員会 令和6年第13回12月定例会					
招集年月日	令和6年12月20日(金)		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	12月20日(金)	午後 2時00分	教育長 渡辺 充	
	閉会	12月20日(金)	午後 2時18分	教育長 渡辺 充	
教育長	渡辺 充	教育長職務代理者	鹿山 高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡辺 充				
2	鹿山 高彦				
3	大竹 洋平				
4	大木 華子				
5	田口 路子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	細谷 博之	書記長	岡部 将弘		
学校教育部参事	中島 淳	書記次長	上野恵美子		
生涯学習部長	中村 和則	書記	萩原 宏幸		
学校教育部次長 兼教育指導課長	石崎 昌稔				
生涯学習部次長兼図書館長 兼視聴覚ライブラリー館長	松田 正				
教育総務課長	岡部 将弘				
学校給食センター所長	飯田 勝雄				
生涯学習課長	近藤 隆洋				
スポーツ振興課長	野口 啓司				
文化財保護課長	酒井 春彦				
教育文化センター所長 兼中央公民館長	新井 大				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
学校教育部副参事	大野 三佳				
教育支援センター所長	篠田 豊和				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況	議案第68号 行田市教育委員会就学義務 の猶予又は免除の手續に関 する規則の制定について	教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願 いする。	
		教育総務課長 本日、傍聴人は0名である。	
		教育長 本日の会議日程は議案2件である。非公開とすべき案件はな いので、すべて公開としてよろしいか。	
		<b>【全委員承認】</b>	
		教育長 日程に先立ち、11月定例会の会議録について事務局に報告 を求める。	
		書記次長 11月定例会会議録報告	
		教育長 何か意見等はあるか。	
		<b>【全委員承認】</b>	
		教育長提案、書記次長議案朗読	
		教育総務課長 本案は、就学義務の猶予又は免除の手續に関し、必要な事項 を規定するため、新たに規則を制定するものである。 学校教育法第16条及び第17条において保護者は子に9年 の普通教育を受けさせる義務を負うことが規定されているが、 学校教育法第18条により、病弱、発育不完全その他やむを得	

		<p>ない事由のため就学困難と認められる場合、就学義務を猶予又は免除することができる」と規定されている。</p> <p>就学義務を猶予又は免除する際には、学校教育法施行規則第34条の規定に基づき、保護者から当該市町村の教育委員会に対して願い出が必要となることから、その手続に関し、必要な事項を規定するため、新たに規則を制定するものである。</p> <p>各条項について説明する。</p> <p>第1条は就学義務の猶予又は免除の手続についての趣旨を定めるものである。第2条は就学義務の猶予又は免除の願い出について規定するものである。第3条は就学義務の猶予又は免除の決定について規定するものである。第4条は事由の消滅等について規定するものである。第5条は、その他必要な事項は別に定める旨について規定するものである。附則については、この規則の施行日を公布の日からとすることについて定めるものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>大木委員 この規則は新たに提案されたものということで、これまでではなかったのか。</p> <p>教育総務課長 今までは手続きに関して定める規則はなかった。</p> <p>大木委員 就学義務の猶予や免除に関して、申請をされる方はこれまでいなかったのか。</p> <p>教育総務課長 そのとおりである。</p> <p>鹿山委員 猶予と免除の違いであるが、通常6歳から15歳まで9年間就学させるわけだが、例えばそれが1年間猶予された場合、就学期間は7歳から16歳になり、例えば1年間免除された場合、</p>
--	--	--

		<p>就学期間が8年になるという解釈でよいか。</p> <p>教育総務課長</p> <p>文言上の違いはあるが、就学義務は満15歳に達した日の属する学年の終わりまでであり、猶予または免除のいずれも期間が延長されることはなく、また、猶予または免除の事由が消滅したときには、いずれの場合も、再び就学させることはできる。</p> <p>鹿山委員</p> <p>猶予についても義務教育の期間が減少するというだけでよいか。</p> <p>教育総務課長</p> <p>そのとおりである。参考までに申し上げますと、就学義務の猶予や免除の事由が消滅して、小学校又は中学校に就学する場合は、心身の発達状況を考慮して、年齢相当の学年まで編入させることができるという規定がある。ただし、中学校相当の年齢の場合については、あくまでも小学校の課程を修了した日以降ということになるので、小学校を卒業していない場合は中学校への編入はできない。</p> <p>鹿山委員</p> <p>不登校も対象になるのか。</p> <p>教育総務課長</p> <p>不登校は就学義務の猶予や免除の事由には該当しない。こちらは教育を受けさせる権利を喪失させることになるので、医学的や教育上の見地などを総合的に判断して扱うこととなる。</p> <p>大竹委員</p> <p>不許可通知もあるがすべて許可するわけではなく、審査が必要なのか。</p> <p>教育総務課長</p> <p>保護者から医師その他専門的な見地のあるものの証明書等を添えて、願い出をいただき、それをもって教育上や医学上の観点から総合的に判断する。</p>
--	--	---

	<p>議案第69号 行田市公立学校通学区域等 審議会委員の委嘱について</p>	<p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>本案は、学校の再編成や通学区域のあり方について審議いただく行田市公立学校通学区域等審議会について、学校長の退職により、1名欠員が生じたため、新たに委員を選出し、委嘱しようとするものである。</p> <p>今回新たに委嘱する委員は1号委員「公立学校の校長」で、見沼中学校 飯岡校長である。</p> <p>任期は、前任者の残任期間である令和6年12月20日から令和7年11月30日までとする。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 本日、議案1件が追加提案された。議案第70号を日程に追加し、議題としてよいか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 なお、本議案は人事案件であることから、非公開としてよろしいか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>これより非公開とする。</p>
--	---	--

	<p>議案第70号 行田市教育委員会所管人事 について</p>	<p>(非公開)</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	---	--

その他特に重要と認める事項

- 1 次回定例会開催予定日 令和7年1月23日(木) 午後2時00分  
行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員